

秋田市告示第106号

秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 施設名 秋田市河辺市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市河辺市民サービスセンターの項第1号から第3号までに規定する地域文化ホールおよび和室ならびに洋室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 高橋 孝一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで